

TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、12月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合においても、市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、年内妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなり、本年2月にシンガポールで行われた同閣僚会議においても合意なく先送りされた。

TPP交渉の行方によっては、本市の基幹産業の一つである農林水産業にも極めて大きな影響が懸念される。

このため、政府においては、引き続き、農林水産分野における重要5品目の関税維持も含め、我が国の国益を最大限守るための交渉姿勢を貫くことが不可欠である。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、わが国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

以上を踏まえ、政府に対し、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう、強く要望する。

記

1. TPP交渉において、衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議を必ず実現すること。
2. TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

栃木県日光市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

農林水産大臣

経済産業大臣

あて